

青森県報

第二千八百三十二号

平成十九年
九月十四日
(金曜日)

目 次

告 示

保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(港湾空港課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……三
 人事委員会……………三

平成十九年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……………(職員課) ……三

公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……六

告 示

青森県告示第六百六十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢一三八の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 保安林を解除しようとする理由
ダム用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一二四九 六ヶ所村海水漁業協同組合	六ヶ所区域	小型定置漁業及びさけ・ます定置漁業
上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前八四の一 高橋源治		
下北郡東通村大字岩屋字往来一五〇の一六 白浜正男	岩屋区域	十トン未満の漁船により行う漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一一七 白浜成人		

青森県告示第六百六十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十九

年八月二十一日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三八地域県民局地域整備部及び八戸市庁に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

八戸市新湊三丁目一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯四〇度三一分五〇秒三二六三

の地点 東経一四一度三一分三五秒一八五九

の地点 北緯四〇度三一分四七秒三四二〇

の地点 東経一四一度三一分二九秒六一五九

の地点 北緯四〇度三一分四六秒五五〇六

の地点 東経一四一度三一分二八秒一三〇八

の地点 北緯四〇度三一分四六秒四四〇三

の地点 東経一四一度三一分二八秒二二七八

の地点 北緯四〇度三一分四六秒〇九二二

の地点 東経一四一度三一分二七秒五八七三

の地点 北緯四〇度三一分四六秒三二九二

の地点 東経一四一度三一分二七秒三七三九

の地点 北緯四〇度三一分四六秒八一五一

の地点 東経一四一度三一分二八秒一三三一

の地点 北緯四〇度三一分四七秒五八〇三

の地点 東経一四一度三一分二九秒三九五〇

の地点 北緯四〇度三一分五〇秒五五四六

の地点 東経一四一度三一分三四秒九六五〇

3 面積

一、九四七・〇四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

八戸市新湊三丁目一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 北緯四〇度三一分五〇秒〇二五九

②の地点 東経一四一度三一分三六秒四九四七

③の地点 北緯四〇度三一分四五秒一六四九

④の地点 東経一四一度三一分二七秒三九一五

⑤の地点 北緯四〇度三一分四七秒四〇九六

⑥の地点 東経一四一度三一分二五秒三七〇一

⑦の地点 北緯四〇度三一分五二秒二五七八

⑧の地点 東経一四一度三一分三四秒四四九五

3 面積

二一、九三六・六九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	一、〇四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）	第五駐車場の廃止に伴う位置変更のみ、収容台数は変更なし（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成一九・九・二〇
大規模小売店舗の自動車の出入口の数及び位置に関する事項	一四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	一三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

平成十九年八月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所
- 2 期間 平成十九年九月十四日から平成二十年一月十四日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限 平成二十年一月十四日
- 2 提出先 青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語 言語 意見書は、日本語により記載すること。

人事委員会

平成19年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成19年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成19年9月14日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
- (2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容	内容
一般事務	1人程度	知事部局又は教育委員会の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。	

3 受験資格

- (1) 次のすべての要件を満たす者

昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
身体障害者手帳の交付を受けている者

自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者
活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	試験会場	合格発表		
			発表日	発表方法	
試験					

5 試験種目及び内容

試験種目	内容
第1次試験	11月4日(日) 午前9時30分 青森県総合社会教育センター
第2次試験	11月中旬(予定) 青森県庁舎内 11月下旬(予定)
<p>受験者全員に合格か、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.lg.jp/jinj-i/saiyou.html)</p>	

試験種目	内容
第1次試験	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間)</p> <p>(出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)</p>

第2次試験	面接試験	身体検査
作文試験	<p>一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間)</p> <p>(内容、論理性・思考力、構成・表現力、国語力を評価)</p>	<p>人物について、個別面接により試験を行う。 (協調性、積極性、堅実性、表現力、態度等を評価)</p>
第2次試験	面接試験	<p>身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。</p>

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6 配点の基準

第1次試験		第2次試験			合計
計	作文試験	面接試験	身体検査	計	
100	100	40	150	適否	190
					290

身体検査の「適否」とあるのは、合否基準（医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」こと）を満たす必要があるものである。

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、身体検査の合否基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法		直接請求する場合	郵送で請求する場合	ダウンロードする場合	直接持参する場合
		青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、各地域県民局地域連携部、各地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域農林水産部（鯨ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センターで配布する。	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、青森県人事委員会事務局に請求すること。	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って青森県人事委員会事務局に提出すること。

封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書き、簡易書留又は配達記録で青森県人事委員会事務局まで送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って青森県人事委員会事務局に提出すること。

受験申込方法	郵送する場合	局まで送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
受験票の交付	受験票は、受験申込書の持参、郵送を問わず10月17日（水）に発送する。 なお、受験票が10月23日（火）までに返送されない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局に連絡すること。	

(2) 受付期間

9月25日（火）から10月12日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けない。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、10月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 採用予定日

平成20年 4月 1日

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）が、下表に掲げる書類を持参のうえ、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は受け付けない。）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1週間	

第2次試験 受験者	第1次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位、 第2次試験の試験種目別 得点並びに最終総合得点 及び最終順位	最終合格発表の 日から1月間	青森県人事委員会事 務局
--------------	---	-------------------	-----------------

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
受験票又は本人であることを証明する書類（身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等）
〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
受験者本人の受験票並びに法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）及び受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

1 初任給その他の給与
初任給は、134,000円程度（平成19年4月採用の高校新卒者の場合。平成19年度はこの額から給料月額額の2%が減額され支給されている。）であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成十九年九月十四日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
法第一條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習（以下「一級新規取得講習」という。）	平成十九年十一月五日（月）から同月十四日（水）までの八日間（土曜日及び日曜日を除く。）	午前九時から午後四時まで
法第一條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習（以下「三級新規取得講習」という。）	平成十九年十一月二十日（火）から同月二十八日（水）までの六日間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）	午前九時から午後四時五十五分まで
法第一條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習（以下「二級新規取得講習」という。）	平成十九年十二月三日（月）から同月十日（月）までの六日間（土曜日及び日曜日を除く。）	午前九時から午後四時五十五分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

- 1 一級新規取得講習 三十人（予定）
- 2 二級新規取得講習 二十人（予定）
- 3 三級新規取得講習 三十人（予定）

四 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの

- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二

項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
一号新規取得講習	平成十九年十月一日(月)から同月五日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間
二号新規取得講習	平成十九年十月十五日(月)から同月十九日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間
二号新規取得講習	平成十九年十一月五日(月)から同月九日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

3 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 四の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 四の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 四の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 四の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 四の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 一号新規取得講習 四万七千円

(二) 二号新規取得講習 三万八千円

(三) 二号新規取得講習 三万八千円

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭